

青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会会則(以下「会則」という。)第14条第3項の規定に基づき、青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、六戸町教育委員会教育課内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局は、実行委員会の運営に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる六戸町職員をもって充てる。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局に会計年度任用職員、臨時職員等を置くことができる。

3 前2項の職員(以下「職員」という。)は、青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を整理し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、六戸町職員服務規程(昭和51年訓令甲第3号)の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会及び常任委員会の招集に関すること。

- (2) 総会及び常任委員会に付すべき事項に関すること。
 - (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
 - (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
 - (5) その他特に重要又は異例であると認められる事項に関すること。
- (専決事項)

第8条 副会長、事務局長の専決事項は、別表2に掲げる事項のほか、六戸町事務決裁規定(平成9年訓令甲第2号)の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。
 - 3 会長は、専決する副会長をあらかじめ指名するものとする。
- (代決)

第9条 会長不在のときは、会長があらかじめ指名する副会長が代決する。

- 2 専決権者が不在のときは、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「六国ス」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

- 2 決裁文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長

(文書の保存)

第11条 文書の保存については、六戸町文書編さん保存規定(平成20年規程第98号)の例による。

- 2 会則第19条の規定により、実行委員会が解散したときは保存文書を六戸町へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、六戸町文書取扱規程(平成20年規定第97号)の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(準用)

第 14 条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、六戸町公印に関する規則(昭和 51 年規則第5号)の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第 15 条 職員の旅費の額及びその支給方法については、六戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 57 年条例第3号)の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、六戸町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 57 年条例第3号)の例による。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第 16 条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 17 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 16 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

第 18 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、六戸町財務規則(昭和 51 年規則第6号)その他の六戸町の財務に関する規則等の例による。

第6章 補足

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年3月13日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事務局長	六戸町教育委員会 教育課長
事務局次長	六戸町教育委員会 教育課長補佐
事務局員	六戸町教育委員会 教育課職員

別表第2(第8条関係)

事項	副会長	事務局長
(1)申請、届出、通知、照会、回答、報告に関する事 こと。	重要なもの。	定例的なもの。
(2)会計年度任用職員、臨時職員等の服務に関する事 こと。	—	○
(3)事務の分担に関する事 こと。	—	○
(4)委員等の旅行命令に関する事 こと。	—	県内のもの。
(5)調定及び収入命令に関する事 こと。	一件 7,000 万円未満のもの。	一件 200 万円未満のもの。
(6)支出負担行為に関する事 こと。	一件 300 万円(食糧費にあっては10 万円)未満のもの。	一件 10 万円(食糧費にあっては1万円)未満のもの。
(7)支出命令に関する事 こと。	一件 1,000 万円未満のもの。	一件 100 万円(食糧費にあっては5万円)未満のもの。
(8)物品の納入、修繕及び印刷製本に係る契約に関する事 こと。	一件の予定価格が 130 万円以下のもの。	—
(9)工事及びその他の請負契約の締結に関する事 こと。	一件の契約金額が 300 万円以下のもの。	—
(10)その他の契約の締結に関する事 こと。	一件の契約金額が 300 万円以下のもの。	—
(11)予算の流用及び配当替えに関する事 こと。	100 万円以下のもの。	軽微なもの。

別表第3(第9条関係)

専決権者	代決者
副会長	事務局長
事務局長	事務局次長

別表第4(第13条関係)

名称	形状	大きさ	書体	用途
青の煌めきあ おもり国スポ六 戸町実行委員 会会長之印	正方形	24 ミリメートル	てん書	会長名をもつ てする文書